同志社大学大学院司法研究科

2017年度秋学期末試験問題

科目名：△国際私法ＩＩ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：

第一問

日本で設立された法人Yは、日本語でウェブサイトを開設して商品を販売している。日本に所在するYの本店は、Yの有する唯一の営業所であり、同ウェブサイトは、その本店によって運営されている。甲国に常居所を有する甲国人Xは、甲国において、同ウェブサイトを通じ、商品(「本件商品」)を買い受け、自らの常居所で引渡しを受けるべきことを内容とする契約(「本件契約」)をYとの間で締結した。Xは、本件契約にしたがい、Yに代金を支払った。しかし、その後、気が変わり、本件契約は書面によって締結されていないので無効であると主張し、Yを相手取って、代金の返還を請求して日本で訴えを提起した。なお、本件契約は、甲国法の下では、書面によって締結されなければ無効となるのに対し、日本法の下では、ウェブサイトを通じて締結されても無効とならないものとする。Xの主張は、認められるか。以下の各場合に分けて論じなさい。

(1) Xは、自らの事業のために、本件契約の当事者になった。本件契約の準拠法は、選択されていない。(期末試験総点80点中20点)

(2) Xは、自らの趣味のために本件商品を購入し、Yは本件契約時にそれを承知していた。本件契約には、日本法を準拠法とする条項が含まれている。 (期末試験総点80点中15点)

(3) Xは、自らの趣味のために本件商品を購入し、Yは本件契約時にそれを承知していた。本件契約には、甲国法を準拠法とする条項が含まれている。(期末試験総点80点中5点)

(4) Xは、自らの趣味のために本件商品を購入し、Yは本件契約時にそれを承知していた。本件契約の準拠法は、選択されていない。(期末試験総点80点中5点)

第二問

日本に常居所を有する19才の甲国人Yは、甲国に旅行した際、現地において、日本人Xとの間で、日本に置いてある自己所有の楽器をXに売り渡す契約(「本件契約」)を締結した。当時、Xは、Yの年齢と国籍を知っていた。Yは、帰国後、楽器を手放したくなくなり、本件契約の当時において、未成年者であったことを理由に、Xに対して、本件契約を取り消す意思表示をした。そこで、XはYを相手取り、楽器の引渡しを請求して、日本で訴えを提起した。甲国の国際私法では、人の行為能力は、その者の常居所地法によるとされており、甲国の民法では、成年年齢は18才となっているが、甲国の民事訴訟法では、訴訟能力は20歳以上の者に認められている。

(1) Yは、本件契約の締結時において、行為能力者であったか。(期末試験総点80点中15点)

(2) Yに訴訟能力は認められるか。(期末試験総点80点中10点)

(3) Yに訴訟能力が認められるか、または、適法に能力補充されているとする。口頭弁論において、両当事者がともに、Yの行為能力について、ある特定の国の法が準拠法となることを前提とする主張を行った場合、小問(1)の結論は変わるか。(期末試験総点80点中5点)

(4) 本件契約が、日本に所在する不動産の売買契約であった場合、小問(1)の結論は変わるか。(期末試験総点80点中5点)